

令和2年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	令和2年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	令和2年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	令和2年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	令和2年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算	即 決
第14	議案第12号	教育委員会委員の任命の同意について	
第15	議案第13号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総務文教付託
第16	議案第14号	大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について	総務文教付託
第17	議案第15号	大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について	総務文教付託
第18	議案第16号	大竹市監査委員条例の一部改正について	総務文教付託
第19	議案第18号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第20	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第21	議案第20号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第22	議案第27号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	総務文教付託
第23	議案第30号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について	総務文教付託
第24	議案第17号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	生活環境付託

第25	議案第21号	大竹市手数料条例の一部改正について	生活環境付託
第26	議案第28号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	
第27	議案第29号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(一 括)
第28	議案第22号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	生活環境付託
第29	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	生活環境付託
第30	議案第25号	大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	生活環境付託
第31	議案第31号	市道路線の廃止及び認定について	(一 括)
第32	議案第23号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第33	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第34	議案第35号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	(一 括)
第35	議案第32号	令和元年度大竹市一般会計補正予算(第4号)	生活環境付託
第36	議案第33号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	総務文教付託
第37	議案第34号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第14 議案第12号(説明・継続・表決)
- 日程第15 議案第13号から日程第23 議案第30号(説明・付託)
- 日程第24 議案第17号から日程第27 議案第29号(説明・付託)
- 日程第28 議案第22号から日程第31 議案第31号(説明・付託)
- 日程第32 議案第23号(説明・付託)
- 日程第33 議案第26号から日程第34 議案第35号(説明・付託)
- 日程第35 議案第32号から日程第37 議案第34号(説明・付託)

○出席議員(15人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
4番	小中真樹雄	5番	中川智之
6番	小田上尚典	7番	賀屋幸治
8番	北地範久	9番	西村一啓
10番	和田芳弘	11番	網谷芳孝
12番	児玉朋也	13番	山崎年一
14番	日域 究	15番	寺岡公章

16番 山本孝三

○欠席議員（1人）

3番 原田孝徳

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	吉岡和範	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所	長	豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	高津浩二	
消防	長	橋村哲也	
総務課長併任選挙管理委員会事務局	長	中村一誠	
企画財政課	長	三上健	
産業振興課長併任農業委員会事務局	長	小田健治	
市民税務課	長	池田宗吾	
保健医療課	長	松重幸恵	
土木課	長	古賀正則	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
監査委員		薬師寺基夫	
監査事務局	長	敷田博之	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	田中宏幸
議事係	長	加藤豪

会期決定について

令和2年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年3月3日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年3月3日

25日間

至 令和2年3月27日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 3	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
			生活環境委員会	付託案件審査
4	水	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
5	木		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		本会議	
11	水	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
12	木	休会		※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
13	金			
14	土			
15	日			
16	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
19	木			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	金			（春分の日）
21	土			
22	日			
23	月		予算特別委員会（予備日）	
24	火			
25	水			
26	木			
27	金	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会において、概要を説明させていただきましたように、令和2年度当初予算案を御提案させていただきます。令和2年度当初予算の一般会計の予算規模は過去最大のものとなります。わがまちプランの総仕上げの年度として、これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みながら、防災、子育て支援につきましては、取り組みを強化してまいります。市民の皆様がわがまちを誇りに思い、魅力を感じながら、幸せを感じながら生活することができる、そのようなまちづくりを実行すべく、これからも先を見据えて今できることにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和2年度当初予算案を初め、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定・一部改正及び廃止について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて35案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひ議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、4番、小中真樹雄議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第14〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算
- 議案第12号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から、日程第14、議案第12号教育委員会委員の任命の同意についてに至る12件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和2年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度は、多くの市民の皆様と、よいまちの実現に向けてつくり上げた第五次大竹市総合計画、わがまちプランの、最後の1年の総仕上げの年度となります。

私はこれまで、いろんな場面で、完成までに多くの時間と費用がかかる、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、先延ばしにするのではなく、一歩前進することの大切さを申し上げてまいりました。心と力を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えています。

令和2年度は、わがまちプランの基本構想で掲げるまちづくりのテーマである、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現のため、これまで取り組んでまいりました本市の課題に継続してしっかりと取り組む内容となっております。また、防災、子育て支援につきましても、取り組みを強化しています。

令和2年度の一般会計の歳入歳出予算規模は、177億9,365万2,000円でございます。継続して進めております普通建設事業の本格化により、過去最大の規模となりました。

予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比2.8%の減少を見込んでおりますが、地方交付税と臨時財政対策債は市税の減少等による増加を見込んでいます。

市債は、継続事業の本格化により、臨時財政対策債も含めまして、前年度比91.9%の増加を見込んでおります。

それでは一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、本庁舎耐震改修事業、市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業に、引き続き取り組みます。

本庁舎耐震改修事業は、災害に強いまちの実現に向け、防災拠点となる本庁舎の耐震改修工事等を引き続き行います。令和2年度に工事が完了する予定です。

市立保育所等整備事業は、子育てしやすいまちづくりを進めるため、本庁舎敷地内に公立保育所を統合移転するとともに子育て支援関連施設を整備いたします。令和4年度の開設に向け、令和2年度は工事に着手します。

大竹駅周辺整備事業は、令和4年度末の橋上駅の開業と自由通路の完成、令和5年度末の東西広場の完成に向け、自由通路や橋上駅の本体工事に着手します。

大竹会館改築等事業は、耐震性に問題のある施設を建てかえ、災害時の拠点としても再整備を進めます。令和2年度に工事が完了する予定です。

その他、晴海臨海公園整備事業も継続して行います。

また、災害に強いまちの実現に向け、防災に対する取り組みといたしまして、林地崩壊対策事業、立戸地区の浸水対策事業、一般河川（水路）浚渫事業に着手いたします。

子育て支援の取り組みとしましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みを構築します。市役所に母子保健コーディネーター、立戸の子育て支援センターに子育て支援コーディネーターを配置するなど、保健と福祉のそれぞれの部署が相互に連携しながら相談・支援・連絡調整などを行います。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で、70億9,446万4,000円と、前年度比で2.5%の減となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き、特定健診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から、従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第7期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を進めるとともに、要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができますよう支援いたします。

地方公営企業法の適用を受けます、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を9億1,196万4,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池改良

事業や配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を 9 億 6,392 万 6,000 円と見込み、取水・送水ポンプの修繕等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を 17 億 1,875 万 9,000 円と見込み、大竹下水処理場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、一步一步の前進こそが大切だと思っています。

日本の経済環境が急に改善することはない、今後も厳しい財政状況が続くと思いますが、その中でも、よいまち大竹、誇りに思える大竹を実現できるよう、先を見据えて、今やるべきこと、やれることにしっかりと取り組み、進めてまいります。

以上、簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち、畠中 透氏が3月14日をもって任期満了となりますので、その後任として、小出哲義氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めますのでございます。

小出氏は、昭和61年3月に山口大学を卒業された後、同年4月に株式会社広和に入社、同社退社後、中国いすゞモーター株式会社、松田土地家屋調査士事務所を経て、平成14年9月に小出土地家屋調査士事務所を開業され、現在に至っております。

また、平成15年4月から栄町を明るくする会、平成18年4月から大竹警察署管内少年補導員連絡協議会で御活動が続けられているほか、平成19年度には大竹小学校PTA会長、平成22年度には大竹市PTA連合会会長を務められるなど、人格、識見ともに優れ、教育行政に携わるものとして申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げますのでございます。

以上、議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております令和2年度各会計予算11件の議事につきましては、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって令和2年度各会計予算11件の議事は次の本会議に継続することに決しました。

議案第12号について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、議案第12号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第23〔一括上程〕

議案第13号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第14号 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について

議案第15号 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第16号 大竹市監査委員条例の一部改正について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

議案第30号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてまでの9件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第13号から議案第16号まで、議案第18号から議案第20号まで、

議案第27号及び議案第30号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

本条例は、市長等の損害賠償責任の一部を免除することについて定めるものでございます。

これまで、公務員個人が損害賠償責任を負う場合として、国家賠償法では、故意または重大な過失があった場合に限定されているのに対し、住民訴訟における市長等の個人の損害賠償責任につきましては、こうした制限はございませんでした。

このたび、地方自治法の改正により、善意でかつ重大な過失がない場合における市長等の損害賠償責任のあり方が見直され、市長等の損害賠償責任の一部免除につきまして、条例で定めることができることとなりました。

この規定により、市長等の損害賠償責任の一部免除について条例で定めた場合は、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、市長等が損害賠償責任を負う額から条例で定める最低責任額を控除して得た額については、免除することになります。

なお、地方自治法施行令では、各自治体が条例を制定するに当たって、一部免除に係る参酌基準や最低限負担しなければいけない額が規定されておりますが、本条例もこの参酌基準に沿ったものとしております。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第14号大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について御説明します。

平成23年に策定いたしました第五次大竹市総合計画が令和2年度末で終期を迎えます。新たなまちづくりの計画として、大竹市まちづくり基本構想等を策定いたします。地方自治法の改正によりまして、基本構想の策定義務や議会の議決の根拠となる規定はなくなりましたが、これまで同様、基本構想につきましては議会で審議をしていただくため、本条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、まちづくり基本構想等の策定に関し、必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、まちづくり基本構想、基本計画、実施計画の用語の定義を規定しております。

第3条では、まちづくり基本構想を策定し、または変更しようとするときは、大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問することを規定しております。

第4条では、まちづくり基本構想を策定し、または変更しようとするときは、議会の議決を経ることを規定しております。

第5条では、まちづくり基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することを規定しています。

第6条では、まちづくり基本構想等を策定し、または変更したときは、公表することを規定しております。

第7条では、個別の行政分野における計画を策定し、または変更するときは、まちづく

り基本構想等との整合を図ることを規定しております。

第8条では、この条例に関し、必要な事項を定めることについて、委任規定を設けております。

附則によりまして、この条例の施行期日は、公布の日として、関係規定といたしまして、附則第2項において、大竹市附属機関設置に関する条例の別表に大竹市まちづくり基本構想策定審議会を加える改正をすることとしております。

続きまして、議案第15号大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本市が実施する森林の整備等に関する事業が継続的に実施できるよう、基金を造成しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条で、基金の設置目的を規定いたしまして、第2条では、基金への積み立てについて規定しております。

第3条では、基金に属する現金の管理方法について、また、第4条では、財政運営上必要があるときは繰りかえ運用ができることを規定しております。

第5条では、基金の一部または全部を処分する場合の用途について、また、第6条では、この基金の運用から生ずる収益の処理方法をそれぞれ規定しているところでございます。

第7条は、基金の管理及び運用に関する必要な事項を定めることについて、委任規定を設けております。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第16号大竹市監査委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、監査委員は、監査委員みずからが定める監査基準に従って、監査等を実施することとなります。このため、監査委員条例の一部を改正するものでございます。

あわせて、監査の通知や公表などの手続に関する規定につきまして、条例で定めるものと、監査基準で定めるものを整理をしております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、地方公務員法に、職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。と定められており、本市では、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に、新たに職員となった者は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。と規定をしております。

令和2年4月から会計年度任用職員制度が始まりますが、会計年度任用職員につきましては、条例で定めるところにより、サービスの宣誓をそれぞれの職員のふさわしい方法で行うことになっています。

本市におきましても、任用形態がさまざまである会計年度任用職員について、それぞれ

の職員にふさわしい方法で行うことができるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は、地域手当の支給割合の上限を改正するものでございますが、現在、10%を上限として支給しているところ、国家公務員に準じて、上限を20%に改めようとするものでございます。

第1条では一般職の職員について、第2条では企業職員についてそれぞれ関係条例の改正を規定をしております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、昨年の12月定例会で議決をいただいたところでございます。

現在、令和2年4月1日の施行に向け、規則等の整備を行っておりますが、このたびの提案は、施行前に条例に規定を追加する必要が生じたものでございます。

具体的には、字句の整理のほか、本条例第9条及び第16条の給与の減額の規定につきまして、会計年度任用職員が取得できる介護休暇などの一部の休暇において、常勤職員と同様に休暇の承認があった場合におきましても、給与を減じる必要があるため、規則で定める場合と規定を追加するものでございます。

また、第15条のパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額につきまして、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員との権衡を踏まえ、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同じ内容とするよう改めるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第27号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について御説明を申し上げます。

本条例は、昭和天皇の崩御に伴い、職員の懲戒処分及び損害賠償責任を免除する条例でございます。

具体的には、昭和64年1月7日前の行為によって、平成元年2月24日前に職員が受けた減給または戒告の懲戒処分と、昭和64年1月7日前における事由による職員の賠償責任に基づく債務を、それぞれ将来に向かって免除することを定めた条例でございます。

このため、本条例の目的は既に達成されており、今後、新たに対象となるものが発生することはないため、廃止するものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、公布の日とし、経過措置といたしまして、本条例に基づく免除が、条例の廃止後も有効であることを明らかにするための規定を定めております。

続きまして、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について御説明を

申し上げます。

この施設につきましては、大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例第6条の規定に基づき、平成22年度から指定管理者制度を導入し、当初から阿多田島漁業協同組合を指定管理者として、阿多田かき殻一時堆積場の維持管理やかき養殖経営の安定を図ってまいりました。

本議案は、現在の指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日をもって終了することに伴い、阿多田島に事務所を有し、地域の実情を十分に把握し、地元漁業者との円滑な調整が可能な阿多田島漁業協同組合を引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間としています。

以上で、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号から議案第20号まで、議案第27号及び議案第30号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件は、総務文教委員会に付託いたします。

なお、議案第13号については、地方自治法の規定により、監査委員の意見を求めることとなっております。議長名で監査委員に文書で意見聴取し、得られた回答を審査資料としてSideBooksに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第27〔一括上程〕

議案第17号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第28号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第24、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてから日程第27、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） それでは、議案第17号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございます。

大竹会館改築等事業に伴い、支所機能を一時的に移転する必要があるため、大竹市役所

支所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

大竹市役所大竹支所の位置を、大竹市立大竹小学校を示します大竹市白石二丁目1番1号に変更するものです。

施行期日は移転先で業務を開始する令和2年8月31日としております。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する規定が新たに設けられました。住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しに係る交付手数料を定めるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第28号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございます。

コミュニティサロンは、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。令和2年3月31日で現在の指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。

コミュニティサロン元町の指定管理者は、平成17年度に公募により現在の指定管理者の前身である、社団法人大竹市シルバー人材センターを選定しています。これまで高齢者を活用した子育て事業を行うなどさまざまな事業を展開し、施設の利用促進を図ってきています。

コミュニティサロン栄町の指定管理者は、平成17年度公募時に選定された小島地区自治会連合会を、またコミュニティサロン玖波の指定管理者は、コミュニティサロン玖波管理運営委員会を、それぞれ現在まで選定し、指定してまいりました。これまで地元自治会連合会または地元自治会が主体となった管理運営委員会が、地域の方々のサポートを得ながら創意工夫した運営により、施設の利用促進を図ってきています。

このたびの指定期間満了後につきましても3館いずれも現在の団体が指定管理者を続けたいという意向を示されました。市としましても、施設の設置目的及び運営状況から現在の団体が引き続き施設を管理運営することが最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限の3年としております。

続きまして、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。

松ケ原集会所は、平成22年度に整備されて以来、松ケ原自治会が指定管理者として、松ケ原地区のコミュニティ活動推進の場として運営を行っています。令和2年3月31日で5年間の指定期間が満了しますので、次期指定管理者の指定を行うものです。

このたびの指定期間満了後につきましても、松ケ原自治会から指定管理者を続けたいとの意向が示されました。市としましても、コミュニティ活動を推進するという集会所の本来の目的や施設の設置の経緯から、松ケ原自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第17号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28～日程第31〔一括上程〕

議案第22号 大竹市漁港管理条例の一部改正について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第31号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（細川雅子） 日程第28、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正についてから、日程第31、議案第31号市道路線の廃止及び認定についてまでの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） それでは、議案第22号、議案第24号、議案第25号及び議案第31号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの条例改正の内容でございますが、全国的に漁港におきましては、民間活力を導入し、漁業の振興や漁村のにぎわい創出のために、漁港施設の有効活用を図ることが重要な課題とされており、本市におきましても、施設占用許可期間の上限を1月、ただし、工作物の設置を目的とするものは3年。とされているものを10年に引き上げることで、漁港施設の有効活用のさらなる推進を図るものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

晴海臨海公園につきましては、市民の方はもとより市外の子供からお年寄りまで多くの方が、スポーツやレクリエーションなどを楽しむことができる公園として整備を進めており、今年度は公園海側区域の園路等の整備を行い、区域の一角にデイキャンプ場を整備しております。

今回の条例の一部改正の目的としましては、令和2年4月25日にデイキャンプ場を供用開始するに当たり、有料施設として新たに条例の中に追加し、使用料を設定するものでございます。

デイキャンプ場の使用料につきましては、1区画1回につき1,600円として定めるものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月25日としております。

続きまして、議案第25号大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日に施行されます。これにより、個人根保証契約に極度額の設定が必要になるなど、債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に関係する改正が必要となることから、本条例の改正をするに至っております。

主な改正の内容は、市営住宅入居手続きに係る連帯保証を要しないこととする点でございます。従来、入居の際には連帯保証人を2名選定する必要がございましたが、今回の改正により連帯保証人の選定を不要とし、近年増加傾向にある身寄りのない単身高齢者等が入居しやすい環境づくりを整えようとするものでございます。

本改正は、本市住宅審議会においても審議を行い、国の意向及び広島県や近隣市町の動向などを鑑み、十分に検討を行った上での改正であり、今後の市営住宅行政をよりよくするものと考えております。

その他、民法の一部を改正する法律で改正される法定利率や敷金に関する条文などの見直しを行い、文言等の整理を行うものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第31号市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

最初に、大竹駅周辺整備事業によります大竹駅の橋上化に係る、新町西栄線、駅前油見線及び駅小島新開線から御説明申し上げます。

まず、駅前油見線につきましては、大竹駅前の既存のロータリーの改修に合わせて、路線を設定するものでございます。具体的には既存の路線を廃止し、改めて同路線の新町一丁目2161番1地先から新町一丁目2068番22地先に至る約120メートルの区間を延伸した認定をするものでございます。

駅小島新開線につきましても、大竹駅東口のロータリー整備の施工に合わせ、既存路線を廃止し、改めて西栄一丁目349番1地先から西栄一丁目373番9地先までの約127メートルを延伸した路線について認定するものでございます。

また、新町西栄につきましては、先ほど述べました2路線をつなぐ自由通路部分について、市道路線として認定をするものでございます。

次に、白石11号線でございますが、民間事業者の宅地開発で生じた道路で、公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

次に、南栄24号線から27号線までの道路につきましては、過去に行った宅地開発によって生じた道路が既に公衆用道路として本市に帰属されていることが判明しましたので市道路線として認定しようとするものでございます。

次に、御園10号線は、市営住宅御園2号アパート及び御園3号アパートの解体に伴い、同敷地内道路を市道路線として認定しようとするものでございます。

最後に、玖波9号線につきましては、過去の道路整備事業により道路の形状が変わっているため、既存路線を廃止し、市道玖波青木線との交差点部分を始点として、改めて市道

路線として認定するものでございます。

以上で、議案第22号、議案第24号、議案第25号及び議案第31号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第32、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） それでは、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としましては、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金分に係る賦課限度額を16万円から17万円とするものでございます。この結果、19万円で維持する後期高齢者支援金分と合わせて、合計では、賦課限度額を96万円から3万円引き上げ99万円とするものでございます。

また、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減について、判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして28万円に被保険者数を乗じて算定していたところを28万5,000円に改めるものでございます。2割軽減につきましては、基礎控除額に加える額としまして51万円に被保険者数を乗じて算定していたところを52万円に改めるものなどでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は令和2年度分以後の保険料について適用し、令和元年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第34〔一括上程〕

議案第26号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する
条例の一部改正について

議案第35号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第33、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び日程第34、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） それでは、初めに、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正理由は、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等による地方自治法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたためのものでございます。

改正条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事において、工事の予定量の増加が見込まれるため、建設改良費を600万円増額し、資本的支出の総額を5億4,171万1,000円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源といたしまして、資本的収入予算の負担金として、国からの移設補償金見込み額210万円を増額し、資本的収入の総額を2億3,426万1,000円とし、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、補填財源の補正をするものでございます。

以上で、議案第26号及び議案第35号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第37〔一括上程〕

議案第 3 2 号 令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 )

議案第 3 3 号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )

議案第 3 4 号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )

○議長 ( 細川雅子 ) 日程第 35、議案第 32 号令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) から、日程第 37、議案第 34 号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) までの 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長 ( 太田勲男 ) 議案第 32 号から議案第 34 号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、59 ページからの議案第 32 号令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 3 億 3, 131 万円を追加し、予算総額を 160 億 3, 958 万 9, 000 円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により 73 ページの歳出から御説明いたします。

第 2 款総務費は、1 億 2, 285 万 7, 000 円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ 4, 000 万円計上し、また、広島県から、旧穂仁原小学校グラウンドの一部を道路用地として買収したい旨の申し出があったため、買収予定地に存在するプール等の工作物を撤去する費用 1, 200 万円を計上するものでございます。

第 3 款民生費では、714 万 6, 000 円を増額するものでございます。

内容といたしましては、執行見込みにあわせ、重度心身障害者医療助成費を 400 万円、障害児給付費を 314 万 6, 000 円計上するものでございます。

第 4 款衛生費は、3, 374 万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、再編交付金を財源といたしまして、妊婦乳幼児健康診査事業や不妊治療助成事業などを行うため、健やか安心基金への積立金を 3, 374 万円計上するものでございます。

第 8 款土木費は、119 万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、大竹駅周辺整備事業における物件補償費を 8, 100 万円計上するほか、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第 10 款教育費は、1 億 6, 637 万 7, 000 円を増額するものでございます。

内容といたしましては、文部科学省が昨年 12 月に打ち出しました、1 人 1 台端末・高速通信環境を整備する G I G A スクール構想の実現に向け、先般成立いたしました国の補正予算を活用し、市内の小学校、中学校の情報通信ネットワーク環境を整備する工事請負費

などを、小学校費、中学校費あわせて1億702万7,000円計上いたします。また、震災時の天井等の落下を防止するため、大竹中学校の武道場などにある、つり天井を改修するための委託料と工事請負費をあわせて5,935万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、69ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第3款利子割交付金から第6款地方消費税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置をするものでございます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて8,887万円を増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて278万6,000円を増額するものでございます。

第16款財産収入は、3,111万8,000円減額するものでございます。

主な内容といたしましては、令和元年度当初予算に計上しておりました御園第1公園用地売却に伴う土地売却収入が、来年度の収入見込みとなりましたので、減額するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を8,000万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金を1万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて地方創生事業基金繰入金を5,820万円増額するものでございます。

また、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款諸収入は、843万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、旧穂仁原小学校プールの撤去等に伴う物件移転補償費を計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて8,270万円を増額するものでございます。

63ページの第2表継続費の補正は、大竹駅周辺整備事業につきまして、事業計画にあわせ、年割額を変更するものでございます。

64ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

65ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、66ページの第5表地方債の補正につきましては、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、78ページからの議案第33号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ437万円を追加し、予算総額を36億285万

5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の精算分として、療養給付費等負担金等返還金を437万円計上し、歳入として財政調整基金繰入金と前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、82ページからの議案第34号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているものでございます。

今後の業務に備えるため、事前に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第32号から議案第34号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第32号は総務文教委員会に、議案第33号及び議案第34号の2件は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。よって、3月4日から3月9日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日、11時20分から議員全員協議会を、その終了後、生活環境委員会を、3月4日午前10時から総務文教委員会を、3月5日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集

をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

3月10日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時04分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月3日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 小 中 真樹雄